特定非営利活動法人 たすけあい あさひ 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人 たすけあい あさひ(以下「本会」という。)という。 (事務所)
- 第2条 本会は、主たる事務所を、神奈川県横浜市旭区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域住民に対して、「困ったときはお互いさま」を基本に、たすけあいの気持ちが息づく街づくりをめざして、市民参加で在宅福祉サービスに関する事業を行い、高齢者や障害者そして病気の方も、安心して暮らすことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

- 第5条 本会は、前条の目的を実現するために、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 福祉サービスに関する事業
 - (2) 介護保険法に基づく事業

ア介護保険法に基づく居宅サービス事業

イ介護保険法に基づく居宅介護支援事業

ウ介護保険法に基づく介護予防サービス事業

エ介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

オ介護保険法に基づく第一号事業

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 本会が行う事業に関する相談、研修及び啓発に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 本会の会員は次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。) 上の社員とする。
 - (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。総会議決権を有す。
 - (2) 利用会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体。利用会員は本会の事業の受け手とする。
 - (3) 活動会員 本会の目的に賛同して入会し、ともに活動をおこなう個人。
 - (4) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した、賛助の意志を持つ個人又は団体。

(入会)

- 第7条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を経て、 正会員となる。
 - 2 利用会員は、入会申込書を理事長に提出して、利用会員となる。
 - 3 活動会員は入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を経て、活動会員となる
 - 4 賛助会員は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を経て、賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 本会の会員は、総会において定める入会金および会費を納入する。

(会員の退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失する。
 - (1) 死亡したとき、または、失踪宣告を受けたとき。
 - (2) 本会を退会したとき。
 - (3) 除名されたとき。
 - (4) 年度末において、当年度会費未納のとき。

(会員の除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の総数の3分の2以上の 議決に基づき、その会員を除名することができる。 この場合、その会員に対して、議決の 前に総会において弁明の機会を与える。
 - (1) 本会の定款に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員の義務)

第12条 会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的のために利用しない。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員等

(役員の種別及び定数)

- 第14条 本会には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6人以上10人以下
 - (2) 監事 2人
 - 2 理事のうち、1人は理事長、若干名を副理事長とする。

(役員の選任等)

- 第15条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事中から互選により、理事長、副理事長を選任する。
 - 3 理事は正会員の中から選出する。
 - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

(その他の役職者)

- 第16条 理事長は必要に応じ、総会の同意を得て、次の役職者を委嘱することができる。
 - (1) 相談役 若干名
 - (2) 顧問 若干名
 - 2 相談役及び顧問は、理事長の求めに応じ、本会の業務について意見を述べることができる。 (役員の職務)
- 第17条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく は定款に違反する重大な事由があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報 告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第18条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行う。

(役員の欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充する。

(役員の解任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会においてその出席者の3分の2以上の議決 により、これを解任することができる。この場合、その役員に対して、議決の前に弁明の機 会を与える。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

- 第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算に関する事項
 - (5) 事業報告及び決算に関する事項
 - (6) 役員の選任等に関する事項
 - (7) 入会金及び会費に関する事項
 - (8) その他この法人の運営に関する事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の要請があったとき。
 - (3) 第17条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から 20日以内に臨時総会を招集する。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的 方法をもって、少なくとも7日前までに通知する。

(議長)

第27条 総会の議長は、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状をもって出席と見なすことができる。

(議決)

- 第29条 総会の議決事項は、この定款に別段の定めがあるものを除き、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがあるものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等である。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を 代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が ある場合は、その数を付す。)
 - (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長の他、出席した正会員又は理事の中から、その会議において選任された 議事録署名人2名以上が署名、押印する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案したものの氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかわる職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるものを除き、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

- 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的 方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から1週間以内 に理事会を開く。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも2日前までに通知する。

(定足数等)

- 第36条 理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から選任する。理事会は、理事 の過半数の出席をもって成立する。
 - 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるものを除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等である。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席 したものとみなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法の表決にあっては、その旨を記載する。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決に関する事項
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、法第27条各号掲げる原則に従って行う。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会において議決を経るものとする。

(暫定予算)

- 第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は 理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることがで きる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(弾力条項)

第44条 第42条の規定にかかわらず、業務量の増加により本会の業務のため直接必要な経費に 不足を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収 益に相当する金額を本会の業務のために直接必要な経費に使用することができる。なお、こ の弾力条項を適用した場合には、理事長は遅滞なく、当会の掲示場に公示するものとし、次 の総会において弾力条項の適用を行った旨を報告する。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借 対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得る。

(会計年度及び事業年度)

第46条 本会の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第47条 本会が、この定款を変更するには、総会において、その出席者の4分の3以上の議決を 経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。 (解散)
- 第48条 本会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し

(合併)

第49条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得るものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

- 第50条 本会は、その事務を処理するために事務局を設置することができる。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員をおくことができる。事務局長及び事務局員の 任免は理事長が行う。

(備付け帳簿及び書類)

- 第51条 本会の事務局には、法に定められた次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 財産目録
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 活動計算書
 - (5) 役員名簿(前年において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載 した名簿)
 - (6) 役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
 - (7) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
 - (8) 定款
 - (9) 定款の認証に関する書類の写し
 - (10) 定款の登記に関する書類の写し

第10章 公告の方法

(公告)

第52条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし本会の 貸借対照表の公告は、本会ホームページに掲載するとともに、本会掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(事務運営諸規定)

第53条 この定款に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 小 山 静 子 副理事長 柳原 眞理子 弘子 副理事長 中村 専務理事 川瀬 久美子 理事 鈴木 紀 子 理事 石 山 京 美 理事 大 橋 光 子 廣 子 理事 山崎 理事 中島 悦 子 理事 牧 野 洋 子 監事 野 村 正明 監事 薫 齋 藤

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、成立の日から12年 6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会計年度及び事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から1 2年3月31日とする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
- ① 入会金 1,000円
- ② 年会費 1,000円
- (2) 利用会員

個人の場合 ① 入会金 3,000円

② 年会費 3,000円

団体の場合 ① 入会金 5,000円

② 年会費 10,000円

(3) 賛助会員 設立当初は、入会金及び年会費については任意とし、金額を定めないこととする。

付 則

この定款は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

この定款は、平成15年 6月21日から施行する。

付 則

この定款は、平成19年 1月 5日から施行する。

付 則

この定款は、平成20年 9月12日から施行する。

付 則

この定款は、平成21年 9月 1日から施行する。

付 則

この定款は、平成23年 9月24日から施行する。

付 則

この定款は、平成23年 9月27日から施行する。

付 則

この定款は、平成 25 年 10 月 17 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 26 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 11月 6 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 28年 9 月 15日から施行する。

付 則

この定款は、平成 29年 10 月 2日から施行する。

付 則

この定款は、平成 30年 8 月 27 日から施行する。

〈役員及び会費について〉

付則にかかわらず

定款 第4章 役員等規定第18条及び第15条により、2018年6月30日以降 理事は次の通りです。

理事長	牧	野	洋 子
副理事長	JII	瀨	久美子
理事	鈴	木	紀 子
理事	石	山	京 美
理事	秀	島	久美子
理事	木	村	正 明
理事	竹	村	ゆき子
理事	植	村	栄理子
監事	江	口	幹郎
監事	倉	田	百合子

定款 第3章 会員規定第8条により2018年6月30日以後会費は次の通りです。

- (1) 正会員
 ① 入会金
 なし

 ② 年会費
 なし
- (2) 利用会員個人の場合① 入会金 (初年度)3,000円
 - ② 年会費 (次年度より)3,000円
- (3) 活動会員① 入会金なし② 年会費なし
- (4) 賛助会員① 入会金 なし② 年会費 一口 1000円